

議案第107号

三朝町中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月8日

三朝町長 吉田秀光

平成18年9月20日原案可決
三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

三朝町中山間ふるさと農村活性化基金条例（平成5年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等を加える。

改 正 後	改 正 前
第5条 略 <u>(処分)</u>	第5条 略
第6条 <u>基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。</u>	
第7条 略	第6条 略

附 則

昭和二十八年八月一日

この条例は、公布の日から施行する。

（昭和二十八年八月一日） 昭和二十八年八月一日 昭和二十八年八月一日

昭和二十八年八月一日

文 友 田 友 会 議 事 録

文友田友会議事録

昭和二十八年八月一日

（昭和二十八年八月一日） 昭和二十八年八月一日

（昭和二十八年八月一日） 昭和二十八年八月一日

昭和二十八年八月一日

（昭和二十八年八月一日） 昭和二十八年八月一日

前 五 次	後 五 次
部 業 者 課	課 業 者 課 (代理)
	（昭和二十八年八月一日）
	（昭和二十八年八月一日）
	（昭和二十八年八月一日）
	（昭和二十八年八月一日）
課 産 品 課	課 業 者 課